

平成 31 年 3 月 1 日

各 位

アートスパークホールディングス株式会社
代表取締役社長 野崎 慎也
(コード番号：3663 東証第2部)
問合せ先：取締役 伊藤 賢
電話番号：03-6820-9590

第7回定時株主総会招集ご通知の一部追加（訂正）について

当社の第7回定時株主総会招集通知の記載事項につきまして、追記事項がございますので、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 訂正箇所

「第7回定時株主総会招集ご通知」27 ページ
連結注記表 重要な後発事象に関する注記

2. 訂正内容

(訂正前)

(第三者割当による新株予約権の発行)

当社は、平成31年2月15日開催の取締役会において、第三者割当による第11回新株予約権の発行を決議いたしました。

詳細は、同日付で公表しました「第三者割当による行使価額修正条項付第11回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

(訂正後)

(第三者割当による新株予約権の発行)

当社は、平成31年2月15日開催の取締役会において、第三者割当による第11回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成31年2月21日付の取締役会において発行条件等を決議しました。なお、概要は以下の通りであります。

(1) 割 当 日	平成 31 年 3 月 8 日
(2) 新株予約権の総数	13,500 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 514 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,350,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額においても、潜在株式数は 1,350,000 株であります。
(5) 資金調達の額 (差引手取概算額)	1,026,989,000 円 (注)

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初の行使価額 763 円 下限行使価額 535 円 行使価額は、平成 31 年 3 月 13 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>野村證券株式会社に対する第三者割当方式</p>
<p>(8) 資金使途</p>	<p>Candera 社の株式取得に関連する借入金の返済</p>
<p>(9) 行使期間</p>	<p>平成 31 年 3 月 13 日から平成 34 年 3 月 11 日</p>
<p>(10) その他</p>	<p>当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初の行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達額は減少します。

以上